

# 財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 土浦市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
24,507	1,682	1,837	28,025

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	50,423	49,159	1,265	857	1,347	39,162	
公共用地先行取得事業特別会計	2,645	2,645	-	-	920	3,429	
一般会計等	52,149	50,884	1,265	857		42,591	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	14,490	14,484	6	6	999	-	-	
老人保健特別会計	34	32	2	2	-	-	-	
後期高齢者医療特別会計	1,119	1,113	5	5	200	-	-	
介護保険特別会計(事業勘定)	6,908	6,893	15	15	1,103	-	-	
介護保険特別会計(サービス勘定)	46	45	1	1	1	-	-	
駐車場事業特別会計	243	243	0	0	110	1,405	641	
水道事業会計	3,435	3,088	347	3,136	7	7,427	-	法適用企業
下水道事業特別会計	5,630	5,608	22	3	2,184	27,947	18,585	
公設地方卸売市場事業特別会計	447	445	2	2	228	-	-	
農業集落排水事業特別会計	104	104	0	0	40	425	329	
土浦駅前北地区市街再開発事業特別会計	24	24	0	-	4	43	43	
公営企業会計等 計				3,170		37,247	19,598	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
湖北環境衛生組合	608	554	54	54	-	2,049	78	
土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合	73	73	-	-	-	-	-	
新治地方広域事務組合	798	763	36	36	-	-	-	
茨城県市町村総合事務組合(一般会計)	31,294	31,286	8	8	25	-	-	
茨城県市町村総合事務組合(県民交通災害共済特別会計)	279	278	2	2	34	-	-	
茨城租税債権管理機構	544	310	234	234	-	-	-	
茨城県後期高齢者医療広域連合	913	907	6	6	10	-	-	
茨城県後期高齢者医療広域連合	234,661	231,622	3,039	3,039	2,214	-	-	
一部事務組合等 計				3,378		-	-	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
土浦市住宅公社	584	12	1	577	-	-	-	-	
土浦市産業文化事業団	0	6	3	81	-	-	9	9	
土浦都市開発	13	586	90	-	-	-	-	-	
土浦市土地開発公社	77	207	1	6	-	2,552	-	1,557	
土浦市農業公社	3	86	50	1	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			145	666	-	2,552	9	1,567	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	4,978	4,893	△ 85
減債基金	1,274	1,275	1
その他充当可能基金	8,624	7,744	△ 880
充当可能基金 計	14,877	13,912	△ 964

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.38	3.05	△ 0.33	△ 11.90	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	14.15	14.36	0.21	△ 16.90	△ 40.00	下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	11.6	12.1	0.5	25.0	35.0	公設地方卸売市場事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	61.3	48.5	△ 12.8	350.0		農業集落排水事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.99	0.99	0.0			土浦駅前北地区市街再開発 事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	90.9	89.4	△ 1.5						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。